

魚沼市公共施設白書

平成 27 年 6 月

魚沼市

はじめに

本市は、平成16年11月に2町4村が合併して発足しました。そのため、市内における公共施設等については、合併前の6町村が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設等を引継いでいることから、人口規模の類似した他自治体と比較して、より多くの施設等を保有している状況にあります。

これらの施設を維持管理していくためには多くの経費が必要となり、市の財政圧迫につながることから、市ではこれまでも行政改革の一環として、各施設の再編計画を立てて市民サービスが低下することのないよう配慮しながら、施設の統合や譲渡などの再編整備を進めてきました。

しかし、他自治体と比較すると未だに施設数が多く、今後も引き続き再編整備を進めていかなければならない状況にあります。

このような状況において本市は、人口減少や少子高齢化の進行が今後更に進むことが予想されるなか、市民ニーズの多様化などによる公共施設の利用状況の変化や、町村合併にともなう財政的な特例の終了などもあり、本市の公共施設等を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものとなっています。

このため、公共施設の維持管理においても、更なる中長期的な展望を視野に入れた総合的な施設の維持管理計画の策定が必要になっています。

また、全国においても現在の公共施設の多くは、高度経済成長期の人口増加と社会変化に対応するために整備されたものが多く、その老朽化対策が大きな課題となっており、国においては地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

このようなことから、本市においては、これまで個別に実施してきた施設再編整備を市全体の施設を総合的に管理する考え方に改め、この考え方に基づいて「公共施設総合管理計画」を策定し、中長期的な公共施設マネジメントに取り組むとともに、計画策定のための基礎資料として、市が所有する公共施設等の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「魚沼市公共施設白書」を作成しました。

今後、本白書を活用し、公共施設における適正な施設配置や、長寿命化を含めた保全管理など、将来を見据えた公共施設等のあり方について、その方針や計画を定めた『魚沼市公共施設総合管理計画』を策定し、市内公共施設等の適正管理及び有効活用の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成27年6月

魚沼市長 大平悦子

目次

公共施設白書について.....	1
第1章 魚沼市の概要.....	2
1 市の概況.....	2
2 本市の地域区分と人口重心.....	3
3 人口動向.....	4
4 財政状況.....	5
第2章 公共施設の状況.....	17
1 対象施設の類型分類.....	17
2 公共施設の整備状況.....	18
3 地域別の整備状況.....	21
4 公共施設のストック状況.....	22
5 公共施設のコスト状況.....	26
第3章 公共施設等の更新費用推計.....	34
1 公共施設等の将来の更新費用の試算の前提.....	34
2 公共施設の将来の更新費用.....	38
3 インフラ資産の将来の更新費用.....	40
4 公共施設等の将来の更新費用.....	41
第4章 公共施設類型分類別の分析.....	42
1 集会施設の状況.....	45
2 文化施設の状況.....	52
3 博物館等の状況.....	57
4 スポーツ施設の状況.....	61
5 産業系施設の状況.....	69
6 学校の状況.....	81
7 幼稚園・保育園の状況.....	88

8 幼児・児童施設の状況.....	92
9 高齢福祉施設の状況	96
10 障害福祉施設の状況.....	101
11 保健施設の状況.....	105
12 庁舎等の状況	109
13 消防施設の状況.....	113
14 その他行政系施設の状況.....	116
15 公営住宅の状況.....	119
16 公園の状況.....	124
17 供給処理施設の状況.....	127
18 その他施設の状況	130
第5章 公共施設地域別の分析	134
1 公共施設類型分類による地域別の施設配置状況	134
2 公共施設地域別の分析.....	135
(1) 堀之内地域の分析	135
(2) 小出地域の分析	139
(3) 湯之谷地域の分析	143
(4) 広神地域の分析	147
(5) 守門地域の分析	151
(6) 入広瀬地域の分析.....	155
第6章 公共施設の課題と今後の取り組み	159
1 公共施設の課題	159
2 魚沼市の今後の取り組み	161

公共施設白書について

1) 白書作成の目的

本白書は、用途別・地域別の保有状況、将来必要となる施設等の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにすることを通じて、市民との間で公共施設等に関する問題意識を共有し、今後の公共施設等のあり方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。

また、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに公共施設等の有効活用を図ることに活用していきます。

国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請していますが、その策定に役立てます。

2) 白書で対象とする公共施設

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐にわたる施設を保有しています。また、道路・橋梁・上下水道施設などのインフラを保有しています。

本白書において対象とする公共施設等は、公共施設のうち延床面積 50 ㎡以上の施設およびインフラとし、延床面積が 50 ㎡未満の施設、車両、機械装置などは対象外とします。

3) その他

①端数処理について

本白書で取り扱う数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

②調査時点について

本白書に掲載する数値等は、平成 26 年 3 月 31 日時点あるいは平成 25 年度 1 年間を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

③「% (パーセント)」表記について

「% (パーセント)」表記は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表記しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。